

加古川スケートボード協会会員規約

加古川スケートボード協会の会員の資格、権利及び義務を次の通り定める。

第1条（会員の定義）

- (1) 本会員とは、本協会の趣旨に賛同し入会した個人。
- (2) 賛助会員とは、本協会の目的に賛同し、又は事業を援助する個人及び法人。

第2条（入会）

本協会の会員になろうとする者、及び法人は入会申込書を理事会に提出しなければならない。

第3条（会員の遵守事項）

会員は、本協会の趣旨に沿い、行動、努力しなければならない。

第4条（資格の喪失）

会員は次の各号の一つに該当する時は、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 本会が解散したとき

第5条（退会）

会員が退会しようとするときは、退会届を理事会に提出しなくてはならない。

第6条（除名）

会員が次の各号の1つに該当するときは、理事会の議決によって除名することができる。

- (1) 本協会の名誉を汚し、又は信用を失う行為があったとき
- (2) 本協会の規約又は総会の議決を無視する行為があったとき

付則

2020年9月11日制定